

# 失業者への総合的な支援体制

求職活動の円滑化

求職者の心の健康状態の改善

失業者の自殺の減少

## ハローワークにおける求職者の専門的支援機関への誘導機能の強化

### ● 求職者のストレスチェック及びメール相談事業の周知の強化

- ・ハローワークに来所する求職者自らがストレスチェックを行い、高いストレスがある場合に、メールで専門のカウンセラーに相談を行うことができる事業の周知の強化

### ● 都道府県等が行う心の健康相談等へのハローワークの協力

- ・地域自殺対策緊急強化事業等による地方公共団体の取組みへの協力として、ハローワークにおいて、求職者への取組みの周知を行い、保健師等による心の健康相談（巡回相談）を実施

### ● 失業者の孤立防止のための情報提供方法の充実

- ・ハローワークにおける地域の各種相談機関の連絡先等を取りまとめたリーフレットの配付等

### ● ハローワーク職員の相談支援力の向上

- ・メンタルヘルスに関する職員研修の充実等による職員の相談支援力の向上

### ● 生活福祉・就労支援協議会の活用

- ・住居・生活支援アドバイザーが地域の相談機関等と円滑な連携を図り、総合相談窓口として機能するように、生活福祉・就労支援協議会を活用

## 失業者の心の健康確保に係る課題等

- 無職者の自殺死亡率は全体の自殺死亡率よりも高い。(35～54歳の年齢階級の男性では、有職者の約5倍)
- 自殺に至る失業者は、「失業→生活苦→多重債務→うつ→自殺」といった経路をたどるケースが多い。
- 求職者の中には、求職活動に不利になると考え、心の悩みを打ち明けることに強い抵抗感を持つ者が少なくない。

# 生活保護受給者の自殺防止対策

## 背景

平成22年1月に全国の自治体に対し行った生活保護受給者の自殺調査の結果、被保護者の自殺率は全国の自殺率に比べて高いという結果であった。その原因としては、生活保護受給者には、自殺の大きな要因と考えられている精神疾患を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられる。

## 今後の対応

- 1 継続的に調査を実施する。
  - ① 平成22、23年は、同様の調査を実施する。
  - ② 平成24年以降は、「生活保護業務データシステム」の調査事項に登録し、統計数値として管理することを検討する。
- 2 予算措置を含め、以下の対応を検討する。
  - ① 福祉事務所における精神保健福祉士等の専門家を増配置し、相談・支援体制を充実する。
  - ② 一定の救護施設※等に精神保健福祉士を配置し、その施設機能を活用した在宅の精神障害者対策(ショートステイ、通所)を拡充することにより在宅生活の維持の支援するとともに、地域の団体及び関係機関等との連携を図る「地域ネットワーク事業」を構築することにより在宅の精神障害者の自殺防止対策を充実する。

※ 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設(生活保護法第38条第1項第1号)。平成20年度で全国187か所。

# 精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体の取組例

- 福祉事務所において、精神疾患のある被保護者の自立支援を行っている専門職員（嘱託等）は、平成21年12月末現在で150名（精神保健福祉士59名、社会福祉士41名、保健師14名、看護師7名、その他（心理士、福祉事務所OB、施設職員など）29名）
- 生活保護の実施主体861のうち、94の実施主体に配置されている
- 居宅に訪問して行う相談・通院・服薬に関する支援や、病院と連携して行う退院支援を行っている自治体が多い
- 平成21年4月から12月では、全国で3,929名に対して支援を行い、1,528名が一定の成果を得た（各自治体の評価基準による）
- セーフティネット支援対策等事業費補助金により、上記専門職員の配置について国庫補助10/10の支援を行っている

➤ しかし、精神疾患のある被保護者を専門職員により支援している自治体は少ないため、今後、全国会議やブロック会議等の様々な機会を通じて、各地方自治体に対して、精神疾患のある被保護者を支援する専門職員の配置を働きかける。

## 東京都江東区 日常生活の支援

**対象** 精神病を患い、通院・内服を守らないといった日常生活に問題を抱えている被保護者

**支援内容** 専門の支援員が面接や訪問を実施するとともに、必要に応じて通院の同行や保健所・作業所・児童相談所等とのカンファレンスに参加するなどして自立支援方針を策定し、支援対象者の生活の安定、治療の専念を目指す

**支援結果** 20年度 対象者：67名 達成者：18名（精神科通院・内服等が守られ、日常生活が安定し、支援の目標を達成したと判断された者）

## 東京都江戸川区 退院促進の支援

**対象** 精神障害で入院中の被保護者のうち、病状が安定し地域生活での受け入れ条件が整えば退院可能である者

**支援内容** 医療機関と連携し、病状把握、本人の退院意欲、社会資源（グループホームなどの退院先）の確保に向けての調整を行う

**支援結果** 20年度 対象者：24名 達成者：7名（退院により居宅生活及び施設入所した者）

## 東京都江戸川区 ひきこもり改善の支援

**対象** 引きこもり状態にある被保護者

**支援内容** 支援対象者の生活状況、家庭環境、ひきこもりに至った原因等を把握し、関係機関（保健所、作業所等）と連携するとともに、保護者や本人との面接を行うなど継続した支援を行う

**支援結果** 20年度 対象者：15名 達成者：2名（社会的な適応能力を回復し社会参加・生活の自立ができた者）

## 奈良県五條市 社会生活の意欲向上支援

**対象** 在宅生活において、精神疾患特有の社会生活能力低下などが原因により、社会生活への意欲が減退している者

**支援内容** 訪問・面接によるきめ細かな支援を行い、少しでも社会生活における意欲が向上するよう精神的な励まし等を行うなどの方法により支援し、日常生活の自立・社会生活の自立を目指す

**支援結果** 20年度 対象者：1名 達成者：1名（意欲向上により、支援が必要なくなったと判断された者）

## 柱3

# 職場におけるメンタルヘルス対策・ 職場復帰支援の充実

～一人一人を大切に作る職場づくりを進める～

- 管理職に対する教育の促進
- 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- 職場におけるメンタルヘルス不調者の把握及び対応
- メンタルヘルス不調者に適切に対応出来る産業保健スタッフの養成
- 長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しの促進
- 配置転換後等のハイリスク期における取組の強化
- 職場環境に関するモニタリングの実施
- 労災申請に対する支給決定手続きの迅速化
- うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施
- 地域・職域の連携の推進